

令和7年度（2025年度）第7回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2025年12月22日（月）午後1時30分開会

場 所：かでの2・7 10階 1060会議室

## 1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第7回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長と白木委員、オンラインでの出席が現在8名、合わせて10名の委員の方にご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例の規定により審議会は成立していることをご報告いたします。

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1が1から3、資料2及び資料3は1から4となっております。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明させていただきます。

本日の議事は3件ございまして、共に風力発電事業の審議となっております。

議事の個別説明は省略しますが、議事（1）は2回目の審議ですが、調査データ等に関する質疑への応答のため、事業者の皆様にご出席をいただいております。また、議事（2）及び議事（3）は、答申文（案）たたき台を含め、ご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴者の皆様及び報道機関の皆様には一時的にご退席をいただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○澁谷会長 それでは、議事の（1）に入ります。

本日が2回目の審議となる（仮称）今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見、ご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

また、先ほど事務局から話があったとおり、本議事についてはENEOS リニューアル・エネルギー株式会社にご出席をいただいております。委員からの質疑への応答を行っていただきます。

それではまず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

**○事務局（瀧川主任）** 本事業は、11月12日に1回目の審議を行っており、本日が2回目の審議となります。

それでは、資料を用いて説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。

こちらは、事業者から送付があった本準備書への一般からの意見の概要と事業者の見解を記載した資料です。

では、1ページの（2）をご覧ください。

公告の方法となりますが、北海道新聞函館版の朝刊に掲載したほか、広報誌やインターネットにより周知されました。

続いて、（3）から（5）までは、縦覧場所、縦覧期間及び縦覧者数が載っており、意見書箱への投函者数は2名であったとのことです。なお、インターネットの閲覧は1,142件あったとのことです。

次に、3ページをご覧ください。

本準備書の説明会について、9月26日から27日にかけて開催され、せたな町で11名、八雲町で6名、今金町で3名の来場があったとのことです。

続いて、4ページには意見の募集について記載がありますが、9月9日から10月23日まで行われ、合計で6件の意見が提出されたとのことです。

5ページ以降にその意見の概要と事業者の見解が示されておりますので、抜粋してご説明いたします。

まず、5ページの意見書1のNo. 2ですが、改変地の大部分が切土、盛土となり、将来、基礎の撤去により山崩れの起点となるため、これを防ぐ対策と緑化を運転時に並行して行うよう計画してほしいとの意見があり、事業者は、計画段階において地質調査を実施し、地山の安定性を考慮した設計を行い、許認可に対応した保全計画、施工を講じる、表層崩壊防止、表面侵食防止、景観保全のために改変区域は可能な限り緑化等を施す、基礎を撤去した場合の地盤の安全性、安定性や環境影響を考慮し、原状復帰を原則としつつ、撤去範囲、撤去後の補強について地権者、関係先と協議して検討するとの見解を述べています。

次に、6ページのNo. 6をご覧ください。

ハチクマ及びオオタカに関し、風力発電機から近い距離に営巣地を確認したことから、事後調査を実施することとしたという図書の記載に対し、事後調査ではなく、先に対応するよう求める意見があり、事業者は、ハチクマ及びオオタカについて、現地調査で複数の営巣地が確認されているが、それぞれの種の影響低減の目安と考えられる範囲等と重複しない風力発電機の配置を検討したことから、事前段階で影響低減の対応を行っているとの見解を述べています。また、生物への反応については一定の不確実性が伴うと考えられることから、工事中や稼働後の両種を確認するため、生息状況の事後調査を実施するとも述

べております。

次に、その下の意見書2のNo. 7です。

こちらは、若松トドマツ希少個体群保護林に関する意見です。

風力発電機 WT10 は保護林に近接しており、林縁から風力発電機までの離隔を確保したとは言い難いとの意見のほか、工事に伴う濁水と土砂の発生、再緑化に使用される植物の種子が保護林内に流入するおそれがあることなど、保護林の質に変化を及ぼす可能性が高く、自然環境や生物多様性への悪影響が強く懸念されるという意見がありました。事業者は、保護林のごく近傍に所在する既造成地や耕作地の林縁を基に調査を行い、実行可能な範囲で保護林と改変区域の離隔を取り、影響低減を図った結果、保護林と改変区域までの距離は最も近い場所で25メートル程度となったことから、保護林への影響は小さいと見解を述べています。また、WT10の沈砂池排水は、常時水流から離隔距離が取れる方向に排水し、濁水は常時水流に到達しないという予測結果となっており、工事実施の際は、必要に応じて土砂流出防止柵や沈砂池等を設置するなどの環境保全措置を講じ、濁水の影響がないよう努めると述べています。種子の流入については、周辺に造成地もあることから、既に一定量は流入していると推察するが、濁水流入等も含め、最小化できるよう工事の際にも適切に対応すると述べています。

次に、10ページの意見書4のNo. 16をご覧ください。

風車後流に関する人間や動物に対する影響がどのようなものかという意見です。事業者は、人間への風車後流による影響に関する科学的に立証された知見や予測手法は確認できておらず、風力発電機が建てられたことによる風の変化が原因の問題の報告についても把握できていないが、今後も最新の知見について情報収集に努めるとの見解を述べています。また、動物相への風車後流による影響も科学的に立証された知見は確認できていないが、コウモリ類については、ブレード回転による気圧変化で発生する事象が知られているため、事後調査を実施し、著しい影響が見られた場合には、専門家への意見聴取を実施し、効果的な環境保全措置を検討すると述べています。

以上で資料1-1の説明を終了いたします。

次に、2次質問とその事業者回答について、委員からの質問も踏まえ、資料1-2及び資料1-3を用いて説明いたします。

なお、資料は希少種保護等の観点から、一部、非公開情報を含んでおります。また、図書についても営巣地やそれに関する希少・重要種の確認地点などを非公開としている場合がありますので、これらの情報に言及する場合は、冒頭で説明がありましたとおり、非公開審議の時間を設けますので、その際にご審議をいただきますようお願いいたします。

それでは、資料1-2の4ページの質問番号2-3の①をご覧ください。あわせて、資料1-3の別添資料2-3の②（非公開）もご覧ください。

1次回答④にあるオオタカやハチクマの営巣地と繁殖期に妨害すべきでない範囲の推奨距離である300メートルや400メートルという数字は、この距離を確保すれば影響を十分

に低減できるということを確認するものではないと考えられ、巢から 300メートルから 400メートルは十分に行動圏内となるため、距離だけから判断すると頻繁に利用される可能性が否定できず、ミサゴを含めたオオタカやハククマについて、現在の離隔距離とすることでバードストライクなどに対する影響がどの程度のもので、以前の離隔距離と比べ、どの程度低減するのか、質問しました。これに対して、事業者から、ミサゴについては、方法書段階で 260メートルの離隔距離でしたが、最低離隔距離を満足できるよう検討し、オオタカの一部のペアについて、最低離隔距離は方法書段階で満足していたものの、少しでも離隔距離が得られるよう、ミサゴの営巣地からの離隔距離も踏まえて配置検討したとのことです。また、衝突リスクについて、ミサゴは営巣地からの離隔距離が得られたこともあり、方法書段階から準備書段階で値は下がったとのことです。なお、他種については、離隔距離に大きな差はないため、方法書と準備書で大きな値の変化はないが、サイト全体の値は減少したとのことです。

次に、16 ページの質問番号 8-1 をご覧ください。あわせて、資料 1-3 の別添資料 8-1 もご覧ください。図が 4 枚ついております。

1 次回答①に関して、猛禽類を含む渡りの鳥類は 7 キロメートル以上を移動し、近隣の事業地と本事業地が合わさって、移動ルートやエネルギー消費に累積的な悪影響が生じる可能性は否定できないため、累積的影響が無視できるほど他事業とは十分に離隔距離が取れているか、質問しました。これに対して、事業者から、別添資料 8-1 に図示しており、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りが確認され、図中の赤色の点線の矢印周辺で多くガン・カモ・ハクチョウ類が確認されていること、対象事業実施区域を通過する飛翔の中で直線的に長距離を飛翔する軌跡が見られなかったことから、図中の赤矢印が周辺地域における主要な渡りルートと考え、本事業地を通過している場合であっても近隣他事業地も通過している可能性は低く、図中の主要な渡りルートに合流することも多いと考えられるため、現状の事業間の離隔距離でも累積的影響は小さいとの回答でした。

次に、資料 1-2、少し戻りまして 9 ページの質問番号 3-3 の①をご覧ください。

若松トドマツ希少個体群保護林から最短となる改変区域が土捨場 2 となっており、保護林の直近に土捨場を設置する理由、他の地点へ土捨場を移設することができないのか、質問しました。これに対して、事業者から、谷地形を活用し、改変箇所を減らしつつ土砂を処分でき、かつ、土砂流出や崩落などの危険性がなく、保護林への影響が少ないと判断して選定したが、より改変範囲を減らしたり、より適地がないか、地権者や関係者と協議して再検討するとの回答がありました。

次に、飛びますが、29 ページの質問番号追加 13-10 をご覧ください。

こちらも保護林に関してです。

若松トドマツ希少個体群保護林に近い WT10 の沈砂池の濁水は対象事業実施区域内で浸透する予測となっているが、工事による土地の改変による環境の変化や近年見られる大雨等により濁水や排水量が増え、保護林への流入が懸念されることについて、保護林への影

響の回避について、どのような措置を取ることとしているのか、質問しました。これに対して、事業者から、降雨時の調査結果を踏まえた上で、沈砂池の濁水は対象事業実施区域内で浸透する予測となったが、沈砂池排水は、ふとんかごの設置や枝条散布によって、より多くの林地に浸透させる対策を取り、保護林に濁水を流入させないようにすると回答がありました。また、3か月に1回程度行う予定の定期点検やまとまった降雨時の点検の際に土壌浸透状況が不十分な場合は、追加の枝条散布等の対策を強化する計画であるとのこと。なお、保護林への影響がないよう、排水方向を保護林と反対方向にするなど、工事計画についても引き続き検討するとのこと。です。

次に、また戻りますが、24ページの質問番号追加10-11と併せて、資料1-3の別添資料追加10-11もご覧ください。

前回の審議会における質問の確認ですが、環境1における2日目から4日目までの夜間の騒音データが欠測だったことについて、採用できる10分間の値があれば示していただくよう質問しました。これに対して、事業者から、風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアルを参照し、春季の環境1の夜間における2日目から4日目は、残留騒音の測定値が観測時間数の半数以下であったため、欠測となったと回答がありました。なお、春季の環境1の夜間における2日目から4日目の採用できる10分間値は別添資料追加10-11に示しているとおりとのこと。です。

最後に、30ページの質問番号14-2をご覧ください。

風車の影についてです。

実際の気象条件を考慮しない場合の参照値を超過する可能性がある住宅のうち、代表地点2において、冬季は樹木が枯れるため、風車の視認性が上がるのではないかと質問しました。これに対して、事業者から、住民の方への説明の際、冬季は樹木に着雪することにより風車が見えにくくなる可能性はあるが、樹木が枯れるため、見えやすくなる可能性がある旨を説明し、住民の方からは感覚的に冬季であっても遮蔽されるだろうという回答を得たとのこと。です。

以上が簡単ではありますが、資料1-2及び資料1-3の説明となります。

私からの説明は以上となり、委員の皆様には後ほどメールにて3次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。年末年始のご多忙の折、大変恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○澁谷会長** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見を願いたいいたします。

それでは、私から少しお聞きいたします。

今、事務局から説明のあった資料1-2の4ページの質問番号2-3の①です。

これは私からの質問ではないのですが、この質問の文章の中では、現在の離隔距離とすることでバードストライク等への影響が定量的にどの程度のもので、以前の離隔距離と比

べてどの程度低減するのかをお示しく下さいと質問されていますよね。しかし、申し訳ないですが、これに対してほとんど答えられていないのです。質問に沿った回答になっていないと普通に考えられる回答になっています。

ですから、この点については、今、もしお答えできることがあればここで答えていただきたいと思えますし、もし無理でしたら次回にでもお願いします。ここでは以前の離隔距離と比べて定量的にどの程度低減するのかを聞かれていますので、それに沿った回答をされるようお願いしたいと思います。

**○事業者（日本気象協会）** 正直、ご質問の趣旨をうまく捉え切れていないところもあるのではないかと思います。定量的にどれくらい低減されたかという距離感の話については、資料 1-3 の表でまとめて距離を出しておりますし、文章中でも実際に衝突リスクはどうか下がったのかは一定程度お示ししております。

ただ、例えば、何メートル離れたからどれくらい低減できるのかといった具体的なデータは恐らく国内ではまだないのではないかと思います。ですから、今回我々が取ったデータを使って、距離が離れた、あるいは、衝突リスクが下がったということはお示しできますが、それが全体の何割で、これだから大丈夫ですというお答えは難しいのではないかと思います。

**○澁谷会長** この質問は私からではないので、何とも言えませんが、この文章をそのまま読むと、今説明されたようなことを答えていただきたいということかと思えます。

非常に難しいとは思いますが、要は、風車を建てるという前提で言うと、回避をすることはもはやできないですよね。影響を十分に低減するということをちゃんと満足してほしいのですが、それをしっかりと説明してほしいということになると思います。

申し訳ないですが、今回のこの回答だと、それは読み取れません。距離はこれくらいで、影響は定性的に多分低減できているだろうというようなお答えになっています。

しかし、質問はできるだけ定量的にお示しく下さいということなので、その努力をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

**○事業者（日本気象協会）** 今いただいたご質問の趣旨を十分に理解できていなかったら申し訳ないのですが、澁谷会長がおっしゃったとおり、では、定量的にどれくらい低減できるのかというのは難しいと思っている一方で、海外あるいは国内の文献でも、工事がされた箇所と巣からおよそこのくらい離れると、一定程度、低減されるだろうという値はあって、それを参照して、その距離が満足できるように風車の配置を検討したということをお示しを今回の回答で書かせていただきました。

しかし、では、それで実際に何割低減できているかはなかなかお示しが難しいところですが、今得られる知見の中で、かつ、事業者が配置できる中で影響が一番低減できると考えた配置になっているというご説明になります。

**○澁谷会長** 今も一定程度とおっしゃったのですが、一定程度とはどの程度なのか、我々には全く分からないのです。ですから、ある程度定量的に示していただく必要があると思

います。

このご説明だと、正直、どの程度低減されているのかというのが理解できないお答えになっています。当然、知識の限界はあるので、示すことがなかなか難しいというケースもあるとは思いますが、例えば、今、一定程度とおっしゃったのは、どういう文献でどの程度のことをおっしゃっているのかをちゃんと説明するのも一つの回答の仕方だと思うのです。

とにかく、言葉だけで今のように定性的に答えられても、ちゃんと社会的な受忍限度内になっているのかどうか、我々にははかれないわけです。そうすると、この質問をずっと繰り返すことになってしまいます。ちゃんと答えられていないので、繰り返さざるを得ないということになります。これは全てそうで、質問に対してちゃんと答えていない場合は繰り返さざるを得ないのですが、ここが分かりやすい例かと思います。

今のお答えでは、一定程度がどの程度なのか、私もさっぱり分からないので、それが分かるような答え方をしてほしいと思います。今、無理でしたら、申し訳ないですが、次回に今日の回答をさらに分かりやすくしたような回答をいただければと思います。

○事業者（日本気象協会） ようやく理解できました。

今、数字でどれぐらいがどれぐらいになるというのは出していますが、その意味がどうかと言われると難しいというお話を私からさせていただきました。それに加えて、離隔距離を一定程度取ったというところの一定程度の離隔距離とは文献上のものですが、離すと一定程度低減できると言われているその理由を書き込むようにして、その文献ではこう言われているので、その距離としたということが分かるように書きたいと思います。

○澁谷会長 もう一点、水のところです。

○事務局（名畑課長補佐） 29 ページですか。

○澁谷会長 そうです。追加 13-10 ですね。

ここは、濁水の問題について質問されており、それについてお答えになっているのですが、実は、ここはトドマツという樹種の針葉樹の保護林になっています。外から見るとそんなにいっぱいトドマツはないように見えたのですが、一応、トドマツの保護林になっております。経験的なことですが、トドマツというのは、土壌水分が過剰な状態に非常に弱いです。一番大きな影響として枯れるということが起こり得ますし、腐朽とって、土壌水分が多いとき、幹に腐れが生じるということが非常に多いのです。ですから、こちら側に排水するというのはぜひ避けていただきたいと思います。

ちょっと大変かもしれないですが、これは排水の問題で、保護林側ではないほうに排水することも技術的に無理ではないだろうと思いますので、ここはぜひ避けていただければと思います。

もう一つ、道南のほうのトドマツは、今、衰退が進んできている状態が非常に多く、随所に見られる樹種になっていまして、そういう意味でも遺伝資源として非常に重要な場所ですので、そこにはぜひご配慮願います。

もし、今お答えになられるのでしたら、ここで答えていただいてもいいですし、無理でしたら、また次回に答えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者（ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社） 保護林に対する排水計画の話ですが、これから、詳細設計等を踏まえ、流域などを計算した上で排水計画を精緻にやっというと思っています。その中で、おっしゃったとおり、排水方向は既存の道路側、保護林の反対側にすることも不可能ではないという状況ですので、今後、排水方向を保護林とは反対の方向にするように検討を行いたいと思います。

○澁谷会長 ぜひ、お願いいたします。

ほかにご質問はございませんか。

○白木委員 クマゲラについてです。

例えば、908 ページです。これは全体図で縮尺が結構広いのですが、事業地全体、風車の周り全体を囲うようにクマゲラが割と出現しています。

結果のまとめを見ると、春、夏、秋、冬の全てで出現していて、留鳥であるということ、恐らく繁殖つがいもいるのではないかと思うのです。拡大図を見ると、風車の近くにも生息していますよね。これはサンプリング調査なので、実際はもっとたくさん使っているのだらうと思われるのですが、評価を見ると、生息はしているけれども、低いところを飛ぶので、風車にはぶつからない、生息への影響はあまりないと書かれています。

繁殖していると考えられるのですが、営巣木や営巣可能木の調査を実施されているのか、また、実際に繁殖している個体への影響を評価すべきではないかと思うのですが、その点についてのお考えを教えてくださいたいと思います。

○事業者（日本気象協会） まず、ご質問をいただいたクマゲラの営巣可能木です。

至るところに径の太いトドマツなどがあるので、恐らくいけると思うのですが、営巣木については見つからない状況です。加えて、風車が建った後に、実際に営巣木が直近にあって行動圏の中に入るかということも、今回の結果だけを見ると、結構散発的なところもあったので、そこまではないのかと予測していたところでした。

また、おっしゃったとおり、割と低いところを飛ぶといいますが、高いところを飛ぶのはあまり見ない種ですので、リスクは低いと予測していますし、改変区域の中にも営巣木になり得るような太い木がそんなにないということもあり、この区域自体、2 次的な環境というのもあって、繁殖に対する影響は小さいのではないかと考えています。

○白木委員 飛翔図だけだと、このあたりに生息している時期がよく分からないのですが、周辺で営巣木の踏査はしているのですか。樹洞のある営巣可能木の調査はされているのかということです。また、今見たデータだけでは、近くでは繁殖していないのではないかといいことでしたが、対象事業実施区域でなくても、周辺で営巣していて、ここを通過しているので、行ったり来たりする場所なわけですよ。同じ個体かどうかはちょっと分かりませんが、ここが繁殖環境であった場合は、行動圏内に風車ができるということだけでも影響を及ぼし得ると思うのです。それも踏まえ、影響がないと評価された理由をもう少し具

体的に教えていただけますか。

○事業者（日本気象協会） そうですね。実際、改変区域、あるいは、この区域周辺で踏査をし、営巣木があるかどうかも探したのですが、見つかっておりません。ですから、定常的に風車周辺を使っているというわけではなく、割と散発的に使っていると考えて影響は小さいと考えたところですが、おっしゃったとおり、繁殖している個体がいる可能性はゼロではないと思いますので、評価書では丁寧に書きたいと思います。

○白木委員 営巣木の調査はされていると。踏査を網羅的に行ったということですか。

○事業者（日本気象協会） 踏査はしております。

○白木委員 その結果、踏査範囲などはどこかに載っていますか。

○事業者（日本気象協会） 踏査ルート自体は載せていますが、クマガラに特化したといえますか、営巣を探した調査との区別は書いていませんので、それは改めて示したいと思います。

○澁谷会長 ほかに質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようなので、ここで非公開審議について確認をいたします。

委員の皆様から、非公開箇所に関し、ご質問やご意見がある場合は挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 特に挙手がございませんので、本議事については非公開審議を行わないことにいたします。

それでは、これで本議事についての審議を終了いたします。

事業者の皆様は、会場及び Zoom からご退席をお願いいたします。

それでは、議事の（２）に入ります。

本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）島牧豊岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な２次質問とその事業回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 関係資料は資料 2-1 から資料 2-4 になります。

まず、事業概要につきまして大まかに振り返ってまいりますので、（仮称）島牧豊岡風力発電事業の水色の図書の３ページをご覧ください。

事業実施想定区域ですが、島牧村と寿都町となっております。

発電所の最大出力が 17 万 2,000 キロワット程度、単機出力が 4,200 キロワットから 4,300 キロワット級の風力発電機を最大で 40 基設置する計画です。

区域の面積が約 2,239 ヘクタールとなっております。

次に、22 ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要となっております、ローター直径が約 117 メートルから 140 メートル程度、高さが最大で 180 メートル程度となっております。

続いて、25 ページと 26 ページをご覧ください。

区域周辺の他事業について記載されております、稼働中の事業が 6 事業、計画中の事業が 11 事業ございます。そのうちの 5 事業が本事業の風力発電機の設置予定範囲と重複しているという状況となっております。

次に、事業実施想定区域とその周囲の概況について順にご説明してまいります。

まず、動物について、67 ページをご覧ください。

図書では区域とその周辺で渡りルートが確認されていないとの記載になっているのですが、前回の審議において提出された資料で事業実施想定区域の周辺はノスリやハチクマの渡り経路なっていることが分かりました。

また、73 ページから 75 ページをご覧ください。

区域の東側にクマタカやオジロワシやオオワシの生息分布があるほか、前回の審議会の中で示された資料では区域全体でハチクマ、区域南部でハヤブサなどの生息地メッシュとの重複があることが分かっております。

続きまして、植物について、84 ページをご覧ください。

現存植生図の広域の図となっております。

拡大図が 85 ページから 88 ページにございまして、区域の北東部や南東部に植生自然度 9 のチシマザサブナ群集が存在しております。そのほか、区域内にはエゾイタヤシナノキ群集などが存在しております。

あわせて、重要な自然環境のまとまりの場について、114 ページをご覧ください。

こちらの図では、区域の北部の風力発電機の設置予定範囲に挟まれる形で、ちょっと小さいですが、寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林という保護林があることが分かります。その他、115 ページをご覧くださいと、区域の北部と南東部に保安林が広がっていることが分かります。

続きまして、226 ページをご覧ください。

風力発電機の設置想定範囲から 2 キロメートルの範囲における配慮が特に必要な施設や住宅等の位置が図で示されております。

これによりますと、事業実施想定区域から最近接の住宅等と配慮が特に必要な施設である福祉施設との離隔距離がそれぞれ約 500 メートルとなっていることが分かります。

続きまして、景観について、図書の 284 ページをご覧ください。

景観資源の泊一弁慶岬段丘と事業実施想定区域の重複があることが分かります。

続きまして、286 ページと 287 ページをご覧ください。

主要な眺望景観として 12 地点が選定されております、そのうちの歌島高原が風力発電機の設置予定範囲内にあります。垂直見込角ですが、287 ページで 60.9 度と示されております。こちらは最短距離を 0.1 キロメートルと仮定して算出したものということで、後ほ

ど資料 2-1 の説明でも少し触れていきますが、最短距離を 0 メートルとした場合の垂直見込角が 90 度以上になるということが前回の審議会の回答で示されております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場について、290 ページと 291 ページをご覧ください。

14 地点が選定されておりました、そのうち、歌島高原でパラグライダー等のスカイスポーツが実施されており、事業による直接的な改変が生じる可能性があるとしております。

以上が事業の概要説明となります。

続きまして、資料 2-1 に沿って説明いたします。

まず、19 ページの質問番号 4-12 の①をご覧ください。

保護林の中心部や林縁部の既設林道を活用する際に保護林と接する道路の拡幅や枝払いといった改変を回避するのか、また、それによって保護林の周辺の森林への影響も回避または低減されるのか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、既設林道を使用する場合においても、現地踏査において、隣接道路を含めた保護林周囲の現況の植生の分布状況、保護林と道路の位置関係等を現地で確認し、専門家等のヒアリングも行いながら影響を回避することに努める、としております。

続きまして、20 ページの質問番号 4-14 の①から③をご覧ください。

こちらは景観に関しての部分ですけれども、1 次質問の④で、歌島高原などの垂直見込角が大きい眺望点の影響の低減について事業者に見解を質問したところ、一定程度の低減は可能とした上で、評価に関しては垂直見込角のみで一元的に判断するのではなく、環境学習の場としての活用や景観資源としての活用等についても視野に入れて自治体と相談したいという回答がありました。

これに関連しまして、今ある歌島高原の景観維持に対しての見解とその視点での風力発電機の配置の検討について、まず質問しております。これに対して、事業者からは、眺望点としての利用状況や主要な眺望方向、風車と景観に関する考え方等について、今後、自治体へヒアリングを行い、その結果に基づいて極力主要な眺望方向への景観を阻害しないような配置を検討する、と回答しています。

また、評価に関して、「垂直見込角のみで一元的に判断するのではなく、環境学習の場としての活動や景観資源としての活動等についても視野に入れ」という 1 次質問の回答の部分につきまして、この観点からの眺望景観の調査データをどのように収集し、予測及び評価をする見込みなのか、関係自治体のほか、眺望点の利用者がどのように感じるのかについて調査を実施するのか、見解を質問しております。これに対して、事業者からは、自治体や地域住民に対し、環境学習の場や景観資源としての活用に関するヒアリングを行うほか、フォトモンタージュを用いた見え方や風車に対する感じ方についての意見聴取を行った上で、定性的な予測、評価をしたいと考えている、と回答をいただいております。

最後に、21 ページの質問番号 4-16 をご覧ください。

1 次質問の①に対する回答として、歌島高原でのパラグライダーのフライトに対して問

題にならないよう、関係団体と協議しているという回答があったことを踏まえまして、協議の結果、フライトに支障が出るようであれば、風車配置の変更や取りやめを検討するか、事業の実施により、フライトエリアの変更など、相手方に負担を強いることとなる可能性があるのか、事業者に質問をしております。これに対して、事業者からは、当該エリアの風車配置の検討については、今後、パラグライディング協会等、関係者との協議を行い、フライトエリア等も考慮した上で、極力影響が出ない位置での配置を検討し、風車の設置によりフライトの安全性が損なわれる可能性がある場合は、当該エリアでの設置の取りやめも含め、検討を行う、と回答を得ております。

資料 2-1 に関する説明は以上となります。

続いて、資料 2-3 の関係町村の意見についてご紹介いたします。一部、資料 2-1 を用いる部分もございますので、その際は併せてご確認をいただければと思います。

本事業の関係町村は島牧村、寿都町、黒松内町となっております。

島牧村からは、地域住民や関係団体に対し、丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域の特性や地域住民等の意見を踏まえて環境保全に最大限配慮することを求める意見と、調査に当たっては、最新の知見や専門家意見等を取り入れて適切に対応することを求める意見が提出されております。

続きまして、寿都町から大きく 7 点の意見が提出されております。

1 点目は、状況に応じて適切な調査手法とすることや定量的な手法を用いた調査を求めることなど、調査について適切な対応を求める意見となっております。

2 点目は風力発電機の輸送に当たっての騒音等への配慮や周知を求める意見、3 点目は他事業者との調整と累積的な影響についての評価を行うことを求める意見となっております。

4 点目は、事業実施想定区域南部に水道の取水地点が存在し、表面水を使用しているということから特に配慮を求める意見、5 点目は福祉施設等への十分な配慮を求める意見となっております。

6 点目は、町のホームページで公表している寿都町再生可能エネルギー推進基本計画を記載することを求める意見となっております。こちらですが、資料 2-1 の 11 ページの質問番号 3-18 でこのことについて事業者を確認をしております。事業者からは計画については方法書で記載する旨の回答を得ております。

7 点目は、事業実施想定区域の南部に崩壊土砂流出危険地域があることから、十分配慮し、調査等を行うことを求める意見となっております。

続いて、黒松内町から大きく 4 点に分けて意見が提出されております。

先の 2 町村と同様、住民等への丁寧な説明を求める意見と専門家意見や最新の知見を踏まえた適切な調査を求める意見のほか、寿都町と同様、他事業者との十分な協議を求める意見が提出されております。また、鳥類への影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価の実施と事業実施に伴う影響の回避または低減を求める意見についても提出されております。

す。

資料 2-3 の説明は以上となります。

最後に、資料 2-4 の答申文（案）たたき台に入らせていただきます。

たたき台につきましては、最近の他の風力発電事業の配慮書への答申をベースとしながら、審議結果や町村長意見などを勘案して作成しております。

それでは、順に説明してまいります。

まず、前書きですが、従来と同様、1 段落目では事業の特性、2 段落目では地域の特性をまとめておきまして、3 段落目では、それらを踏まえ、的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項について説明いたします。

(1) では、従来と同様、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら、調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しております。

(2) では、事業実施想定区域などの設定について意見しております。事業実施想定区域の検討過程の説明について、区域の絞り込みの過程で示されている保安林の検討状況の説明などが分かりにくいものとなっていることから、方法書ではさらに可能な限り区域の絞り込みを行うことや、区域の検討過程を分かりやすく示すことを求めています。

(3) は、累積的影響についての意見としております。事業実施想定区域周辺に既設風力発電所があること、区域と重複する複数の他事業が先行して環境影響評価手続を実施していることから、必要な情報を入手し、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響項目を漏れなく選定した上で適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(4) は、住民等への積極的な情報提供に関する意見となっております。各関係町村長意見にもございましたとおり、情報提供や丁寧な説明を求めています。

(5) は、インターネットを使った利便性の向上に関する意見としております。本事業は、縦覧期間中のダウンロードや印刷ができず、縦覧期間終了後の継続公表がなかったことから、図書の印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上に努めることを求める意見としております。

続きまして、2 の個別的事項について、(1) から順にご説明いたします。

(1) の騒音及び風車の影についてです。

区域及び周辺に住宅などが存在していることから、従来と同様、騒音や風車の影による影響を回避または十分低減することを求めた意見しております。

(2) の水質についてです。

工事中の水の濁りについては計画段階環境配慮事項としては選定されていないところですが、島牧村や寿都町の水道水源の集水域や農業用水として利用のある河川が事業区域に含まれていることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念されることを踏まえて調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求め

る意見としております。

(3)の動物についてです。

意見の形式としては従来同様で、アでは、文献やヒアリングにおいて、クマタカやハチクマなどの希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息情報があること、ノスリ等の渡りがあることに触れまして、それらへの影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。イでは、動物相について、専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、影響を回避、低減するよう求めています。

(4)の植物及び生態系についてです。

こちらにも意見の形式としては従来と同様で、アでは、区域内に植生自然度の高いチシマザサーブナ群集や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変の箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより影響の回避または低減を求めています。そして、ここからほかの事業にはないところですが、「特に」としまして、全域が事業実施想定区域と重複している寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林について、重大な影響が懸念されることから、関係機関との協議を行うことや専門家等からの助言を得ながら保護林やその周囲を改変区域から除外することを求めています。

イの植物相やウの生態系では、それぞれ専門家等の助言を得ながら的確に把握もしくは重要種の選定をして、生息地、生育地の改変を避けることにより、影響を回避、低減することを求めています。

続いて、(5)の景観についてです。

アでは、まず、眺望点の選定について、従来と同様、関係自治体に限らず、ヒアリング対象を広げるなどによって、ほかに選定すべき眺望点がないか、改めて検討することを求めています。

イでは、景観資源の泊一弁慶岬段丘が区域と重複していることによる直接的な影響があることと、区域内の眺望点である歌島高原からは風車の垂直見込角が極めて大きくなる予測となっていることや、主要な眺望方向が全方位にわたる可能性があることから、眺望景観に重大な影響を及ぼす可能性があるとした上で、景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

最後に、(6)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

先ほど眺望景観に重大な影響があるとした歌島高原について、パラグライダー等のスカイスポーツも実施されているということから、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性があること、事業の実施に伴う騒音や風車の影等によって活動の場に対する重大な影響が懸念されることから、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

す。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

**○澁谷会長** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

**○白木委員** 答申の個別的事項（3）のアの動物の事項への提案というか、ご相談です。

予測評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映するとあります。Q&A の4ページの質問番号2-6、22ページの風力発電機の1次質問のほうですが、②に最大高さやローター直径など、風車の機種に関して質問があつて、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で風車の機種選定をされることを想定されるかという質問があり、それに対して、こういった影響のおそれがある場合には風車の機種選定も含めて対応を検討します、という事業者からの回答をいただいています。

それで、昨今の風車の大型化に伴って、例えば、衝突率を計算すると、当たり前ですが、大きい風車ほど衝突率は上がりますし、迂回しなければいけない高度や左右の距離も絶対に大きくなるのです。それを考えると、風車の機種はすごく大事だと思つていて、事業者も風車の機種選定を含めて対応を検討すると書かれておりますので、風車の配置等だけではなく、風車の機種選定等ということも回避策の一つとして含めていただけないかとお願ひしたいと思ひました。

**○事務局（下田主事）** これまでも「配置等」の「等」に含めて考えていたところですが、これからは機種も大事だから、風車配置や機種選定等の検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減すること、といった内容の文言にした方が良いのではないかというご意見でよろしいですか。

**○白木委員** はい。最近では本当に超大型の風車にどんどん変わつており、断言はできませんが、やはり、大きいものの方が数値からしてもいろいろと影響は大きくなるのが想定されます。

風車の機種選定というところで対応していただけるのであれば、できるだけ調査結果に合わせて機種の選定も今後は考慮していただきたいということで、ぜひ入れていただきたいと思ひます。

**○事務局（下田主事）** 文言や実際に対応するかどうか等も含めまして、持ち帰つて検討させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**○澁谷会長** 私から、ちょっと気になるところがあるので、発言いたします。

資料2-1の質問番号4-14や質問番号4-16です。

どちらとも、景観や人と自然との触れ合いの活動の場のところの2次質問に対して、事業者が、極力、影響が出ないという表現で答えられています。ただ、事業者が言う極力影響が出ないということが、では、十分なのかというと、十分とは限らないですね。これが社会的な受忍限度内に低減しますということでしたら正しい答えになるのですが、事業者

が極力と言っても、それが社会的な受忍限度を超えていれば、適切な対応とは言えない、審議会としてはそういうことになるだろうと思うのです。

難しいかと思うのですが、例えば、答申文（案）の（５）景観のイやその次の（６）の人と自然との触れ合いの活動の場のところも最後は両方とも同じ表現で結ばれているのです。予測及び評価を実施して、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することとなっているのですが、この事業者の回答の仕方だと、十分に低減すること自体がちゃんと通じるかなという不安が少しありますし、ちょっと考えてしまいます。極力低減すると常に答えていらっしゃるので、大丈夫かなという感じがしましたし、もうちょっと強い表現はできないかなと考えていたのですが、これ以上強い表現もなかなか難しいなと感じます。

ですから、その結果、風車の建設の取りやめか、配置取りやめか、要は、歌島高原では、パラグライダーの場合に関してはもう「取りやめるということも含めて配置を検討して」という少し強い表現にしておくのはいかがでしょうか。ここの表現をピンポイントで変えるというのはなかなか事務局としては難しいだろうとは思いますが、どう考えられますか。

**○事務局（下田主事）** 事務局としては、結論はここですぐには出せませんが、取りやめとなってくるとなかなか強い文言という印象があるので、例えば、基数の削減という程度であれば、検討の余地はあるかなというところです。

ご意見は承りましたので、内容を持ち帰って、文言等、実際にどう反映させるか、その辺も含めて今後検討させていただきたいと思います。

**○澁谷会長** こういうところを触るのはなかなか難しいと思いますので、最終的に変更できませんということでも構わないと思うのですが、歌島高原に配置するということと言うと、景観やパラグライダーに対しても影響を回避するというのは現実問題としてできないだろう、多分、そんな手段はないだろうと思います。そこも含めて少し検討していただいて、場合によっては私にもまた連絡をいただいて、協議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに委員の皆様からございませんか。

**○押田委員** パラグライダーについてです。

ちょっと気になっていたのですが、今、パラグライダーをやっている状態ですよね。ここに風車ができた後もパラグライダーをそこで行ってしまうと人命が危ないということにまで繋がるものなのでしょうか。

もしパラグライダーをする人がそのまま慣習的に行い、何かの事件に巻き込まれるなんということになったら、多分、大変な社会問題になると思うのです。

もしできた場合、パラグライダーの事故や何かがあり得るのかをお尋ねしたかったのですけれども、ご存じでしょうか。

**○事務局（下田主事）** ちょうど 21 ページの質問番号 4-16 の 2 次質問の②の回答のここ

ろになりますが、1次質問で、事業者が風況観測塔を建設する際に意見交換をパラグライディングの関係団体とされたとの回答があったので、その際にどのような意見があったのかを参考までに質問していました。その回答については②に書いてあるとおりで、活動状況、また、風力発電事業に関しては、国内のほかの地区で飛行エリアに風車が建設された際にスポーツクラブ側で自主的に飛行禁止エリアを設定したという事例、あるいは、GPSを活用することで飛行中に禁止エリアに接近した際にアラートが鳴るといった安全対策等の情報を教示していただいたと事業者の回答にはありました。

安全対策が全くない訳ではないようですが、この回答を踏まえると、それまでは利用できていた場所で、ここは危ないからやめておこうという形で団体が自主的に禁止しているという点では、人と自然との触れ合いの活動の場に対して直接的な影響を及ぼしていると考えられます。事故があつてからではもちろん遅いですし、対策があるからといって、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼさないことはないと考えられますので、答申文（案）ではこのような意見としておりました。

**○押田委員** パラグライダーですが、今使っているエリアがあると思います。恐らく、今回の事業で全面的に飛行禁止等にすることはなく、一部を飛行禁止等にするというイメージを私は持ったのです。ただ、パラグライダーというのは、特に初心者の方なんかはよく事故があつて、コントロールができなくて余計なところまで行ってしまうということを知りたいです。そのような不慮の事故の可能性がどうしても残ってしまうのがすごく気になるところで、このあたりの煮詰めがもうちょっとあると本当はいいのかなという気がします。

状況については承知しました。このあたりでもうちょっと強めの文言とか、もっと念押しをするような表現ができればと思うのですが、良い案が浮かびません。何かあったらご検討をいただければうれしいかなと思います。よろしく願いいたします。

**○事務局（下田主事）** まだ配慮書ということで、ここに確実に風車が建設されることが決まったわけではなく、今後、関係団体との調整の中で、この場所がどう調整しても厳しいとなれば、恐らく、この場所を風力発電機設置想定位置から除外するという事も考えられると思います。

意見書の文言を厳しくするかどうかは先ほどの澁谷会長のご意見と一緒に検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

**○澁谷会長** ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

**○澁谷会長** ほかにご意見やご質問がないようです。

まず、（3）の動物のあのバードストライク等のところに関して、風車の機種選定を考慮できないかという意見を白木委員からいただいております。それから、（5）の景観と（6）の人と自然との触れ合いの活動の場のところで風車の配置についてもうちょっと強い表現ができないかという意見を私と押田委員から出させていただきました。

この点は事務局で検討していただいて、それぞれの委員とまた協議を重ね、必要があって、かつ、適切であれば答申文（案）たたき台に変更を加えていくことにしたいと思います。

○事務局（名畑課長補佐） 会長、すみません。松島委員が挙手をされています。

○澁谷会長 では、松島委員、お願いいたします。

○松島委員 今回の澁谷会長からのご提案に関してですが、現状だと、影響を回避または十分に低減することという文言は何となく並列に見えてしまいます。でも、順位的には、やはり、回避を第一とし、やむを得ぬ場合のみ低減というように、階層構造といいますか、順位づけみたいなものを文言の中に入れるようにしてはいかがかと思います。

ミティゲーション（環境保全措置）は、やっぱり回避がまず第一です。低減やほかの場所につくるみたいなことはやむを得ない場合にという順位づけがあるので、環境影響評価の中での影響回避に関しては、まず回避すること、それは、風車の基数を減らす、取りやめるということがあって、どうしてもそれができない場合、やむを得ない場合は低減に努めるというニュアンスがここでできると良いのではないかと思いました。

○澁谷会長 この件だけではなく、ほかの件にも波及するのですが、事務局はいかがでしょう。

○事務局（下田主事） それですと、今までは、1の総括的事項の（1）の2段落目、「なお、その過程において」から始まる23行目からで「重大な影響を回避または十分に低減できない場合若しくは回避または低減できることを裏づける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避または低減すること」という文言を入れています。

このように、全体に対して、そういう意味での文言は今までも入れてきているのですが、より強くということでしょうか。景観と人と自然との触れ合いの活動の場に関してはそれをさらに上乘せというか、もっと言うべきではないかというご意見ですか。

○松島委員 回避または低減のところについて、回避を旨とし、やむを得ぬ場合に低減というふうに、要は並列関係を回避のほうに重きを置くような表現にできないかというご提案でした。

○事務局（下田主事） （5）の景観と（6）の人と自然との触れ合いの活動の場に関してはそういう表記に変えてみてもいいのではないかというご提案ですか。

○松島委員 全体的にです。

○事務局（下田主事） ご意見は承りましたので、持ち帰って検討ということによろしいですか。

○松島委員 よろしく申し上げます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、白木委員からのご意見、私と押田委員からの意見、それから、今

の松島委員からの意見について、まずは事務局で検討していただいて、それぞれの委員とも協議の上、必要があれば答申文（案）の変更を行いたいと思います。

そのほかの最終的な文言の修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

**○澁谷会長** 特にご意見がないようなので、そのように進めさせていただきます。後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行うようにいたします。

それでは、本議事については以上といたします。

続きまして、議事の（３）に入ります。

本日が３回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）月越原野風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問がある場合は非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。

後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

まず、本件については10月20日に現地調査を行っておりますので、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

**○事務局（道場主任）** まず、今説明がありましたとおり、10月20日月曜日に会長と鈴木委員の2名と事務局で本事業の現地調査を行いましたので、簡単ですが、ご報告いたします。

報告に際しまして、図書の1分冊目の9ページの地図のほか、該当ページを案内の上、説明いたしますので、併せてご覧ください。

まず、簡単に事業の概要について、本事業は、島牧村、寿都町、黒松内町を含む約521ヘクタールを対象事業実施区域として約4万6,200キロワットの風力発電所を建設する計画となっております。

まず、調査地点について、早速、図書の2分冊目の1,098ページをご覧ください。

こちらは景観の地図になるのですが、現地調査では、この図の中央付近にあります対象事業実施区域のちょっと西側にあります赤丸26番が道道523号の沿道になりまして、こちらから調査を開始いたしました。

本事業と同規模の風力発電機を設置している新島牧ウインドファームを基に景観の調査を行い、図書のフォトモンタージュとほぼ同様の見えの大きさであることを確認しております。

フォトモンタージュのページは同じ図書の1,201ページ以降でございます。

いろいろと写真が出ているのですが、そのうちの1,201ページに今回調査した場所からの地図が載っております。こちらが今回の月越原野の事業の単体のものになります。ほかにも事業がありまして、それを含めた累積的影響を示す図面が1,235ページにありますので、適宜、ご参照ください。

説明は先に進みます。

最初に紹介した1分冊目の9ページをご覧ください。

次に、新島牧ウインドファーム付近にて累積的影響の対象風車の規模感等の確認を行いました。この地図で言うと、赤丸のNo. 3の左に風車の地図記号があるのですが、この付近となっております。

その後、風車のNo. 3の地点の周辺に移動しました。

ここでは、累積的影響の対象となるもう一つの事業、(仮称) 島牧ウインドファーム事業の風車が周囲に建設されるということで、先ほど説明した調査地点で確認した新島牧ウインドファームの風車を基に垂直見込角や累積的影響の状況を確認しております。

次に、他事業の風車ヤードの造成状況を確認しました。

場所ですが、9ページの地図で言うと、風車が建つ予定にはなっていないのですが、区域がちょっと南西側に伸びている部分の付け根辺りになります。ちょっと見づらいのですが、標高は大体389メートルの地点となります。

ここでは、他事業の風車ヤードの造成が行われていたので、その規模感等を確認しております。

その後、島牧村と黒松内町の境、真ん中に青色の線が入っているのですが、ここをそのまま下っていったところ、区域の南西端部になりますが、同様に他事業のヤード造成状況を確認しています。こちらでは、エゾサンショウウオの保全策の一つで土砂流出防止柵の設置イメージを確認しているほか、Q&Aで協議していました過去にササ枯れを確認した箇所の実況を視察しております。結論として、現況、ササ等は見られず、ススキ草原となっていることが確認できました。

次に、風車No. 9の地点を確認しております。

こちらはちょうど改変区域となる予定の場所だったのですが、周辺の環境はササや低木が目立っている状況で、また、足元のところに人工的な水路の造成の跡が見られております。

その後、風車のNo. 7の地点に移動しております。

ここで、図書の2分冊目の960ページをご覧ください。

調査結果を基につくった現存植生図になるのですが、こちらで言うと、図面の下から2番目の赤丸が風車No. 7のところになりまして、その赤丸付近を調査しております。

ここは、方法書段階でヤード周辺の植生自然度が文献調査で9とされていたところ、調査の結果、植生自然度8と整理していた箇所ですが、現場周辺は幹の細い樹木等が目立ってしまっていて、施業が1度入った2次林のような状況となっております。

また、ここは濁水が到達すると予測されている地点だったので、予測内容の実況を確認しております。

その予測結果ですが、水の濁りに関して、1分冊目の475ページ以降に記載がございます。475ページは本文の記載で、めくった次のページに表で結果が出ております。

こちらの地点ですが、沈砂池7からの排水が林道に到達するとなっておりますが、最終的には河川に到達するまでに土壌浸透が可能という予測になっているという状況でした。そのため、こちらも現況を確認したのですが、既存林道の素掘り側溝があり、そこを流下する予測とのことでした。現況は落ち葉や落枝で埋まっている部分もあったのですが、稼働期間中は事業者により適切に管理するというので、Q&Aでも確認して回答をもらっております。

最後に、図書の9ページで言うと、区域南部にある風車 No. 8 及び残土置場の予定地を確認しました。本地点は耕作放棄地となっております、現況はススキなどの草本が広く分布している状態でした。

全体を通しまして、図書の調査結果と大きく環境が異なる地点は特段見られませんでした。

動物についてですが、当日は天気が悪くてほとんど見られず、ノスリを1羽くらい確認した程度となっております。

植物についても図書と大きく異なるような場所は見られませんでした。期間が10月末ということもありまして、花などが確認できておりません。

今回の調査では、累積的影響を踏まえつつ事業地を確認しましたが、現地の状況について、調査に参加してくださいました渋谷会長、鈴木委員から何か感想や補足すべき点などがあるでしょうか。

**○渋谷会長** それではまず、渋谷から少しお話をしたいと思います。

細かいところへの補足説明は特にはないですが、現地は既に稼働している風車があって、また、現在、別事業で風車の建設が進められている地域になっており、そこにまた今回の事業が被さる場所になっておりました。

現在の風車は非常に大型化しております。ヤードが0.35ヘクタールから0.4ヘクタールと言っていましたので、分かりやすく言うと、60メートル×60メートルから60メートル×70メートルぐらいのヤードが必要で、そのために地形の改変が行われます。加えて、非常に大型の部材を運ばなければいけないので、搬入用というか、工事用の道路が非常に大きな規模で造成される、実際に造成されていたのですが、そういう事業になります。

私は、森林、林業が専門ですが、現在の林業で言うと、こんな大規模な林道開発はないよねというぐらい大きな道路の造成が行われておりまして、そこにさらに事業が重なっていくということになると、月越原野全体で見ると非常に大規模な開発が行われることになるのは間違いないなと感じておりました。

現地自体は、昭和の時代、戦前から戦後直後ぐらいかなと思うのですが、多分、一度、農地として開発されているところがほとんどです。ですから、森林自体は割と若い2次林的な森林が多い状況にはなっているのですが、自然環境としては非常に厳しいところに見えました。風車を建てる適地ですので、風が非常に強くて、樹木の成長が非常に悪い、悪いと言っていいのか、成長は早くないです。森林を一度壊してしまうと、回復するのに時

間がかかるような場所で、即時に植物が戻らない場所と判断しました。

ですから、そこも含めて、大規模な開発が強く入ることに対して、全体として環境への影響はどうかということ、非常に強い影響が及んでしまうだろうなと感じました。ただ、既に稼働している風車もありますし、現在建設中の事業もあります。そのため、累積的な影響ということと言うと、自然環境全体に対して非常に強い影響が出てしまう場所だろうなと現地を見たときには感じました。

私からは以上です。

鈴木委員、何かございましたらお願いいたします。

**○鈴木委員** 現地で実際に同規模の風力発電機を目の当たりにしまして、まず、その巨大さに圧倒されました。また、視察した現場では、ほかの事業のものも含めて合計 20 基以上の風力発電機が建設される予定と伺いました。

実際、現地では、今、澁谷会長がおっしゃったとおり、大型のダンプカーがひっきりなしに行き交っておりまして、盛んに開発工事が進められておりました。もともと自然の林や草地だったと思われるところがブルドーザーですっかり整地され、広大な更地になってしまっているところが幾つもありました。このため、これは相当程度に大きな累積的影響が発生するのではないかと強く危惧いたしました。

ひとまず、私の感想は以上でございます。

**○事務局（道場主任）** お二方、ご意見をいただき、ありがとうございました。

では、現地調査についての説明は以上となります。

**○澁谷会長** 続いて、事務局から、主な3次質問とその事業者回答の報告、それから、関係町村長意見の説明をお願いいたします。

**○事務局（道場主任）** 引き続き、説明させていただきます。

まず、本来であれば、ここで公聴会の開催結果についてご報告するところですが、本件は公述の申出がなかったため、開催中止となっておりますことをご報告させていただきます。

なお、公述人の募集ですが、10月1日から10月24日まで実施しておりました。

続きまして、資料3-1と資料3-2、また、図書を用いまして、3次質問と事業者回答について、後ほどご覧いただきます答申文（案）たたき台に関するものを中心にご説明いたします。

まず、資料3-1の15ページから16ページにあります質問番号6-6をご覧ください。

一般鳥類や典型性注目種のアオジなど、追加調査を実施しない理由として、植生の調査結果、空中写真による経年変化の確認により、環境が大きく変化する工事の実施や環境の変化が生じていないとしているのですが、植生や空中写真から判断できる内容以外の環境要因による変化の可能性はないか、判断の妥当性について伺っておりまして、一般鳥類の繁殖期に該当する5月から6月に追加調査を実施することとした旨の回答を得ております。その追加調査ですが、令和7年に実施済みとのことだったので、2次質問以降でその

内容を伺っております。

次のページにまたがるのですが、16 ページの3次質問では、過年度調査等の変化に対する見解を伺っております。これに対して、事業者から、結論としまして、種構成の大きな変化は起きておらず、個体数変化の事業実施の影響評価については妥当と考えているとのことです。

また、こちらで算出方法に関する指摘もあったのですが、それについては評価書にて対応すると回答をもらっております。なお、算出結果を確認したところ、準備書の結果と概ね同様となったとのことでした。

次に、同じ資料の次のページ、17 ページの真ん中の質問番号 6-9 をご覧ください。

累積的な影響についてで、先行事業者と車両の走行期間等の調整は行っているかを確認しております。これに対して、事業者から、現時点では未実施で、今後の工程を固めていく上で調整するとの回答を得ています。

また、道路交通騒音や人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス性について、調査の必要性について伺っております。これに対して、事業者から、建設機械の稼働台数や稼働配置を調整することで発生する騒音レベルを低減できると考えているため、調査の必要性はないものと判断している旨の回答を得ています。

次に、23 ページの質問番号 6-42 をご覧ください。

こちらは渡り鳥調査についてですが、調査が不十分であることが指摘されていることを踏まえ、追加調査の十分性との関係について、渡りには年変動があることを踏まえた説明を求めています。これに対して、事業者から、猛禽類調査時の渡り鳥の移動経路等の傾向は過年度の渡り鳥調査時の傾向と同様であり、平成 28 年から 29 年、令和 5 年から 6 年、複数回、渡り鳥の飛翔状況を調査した上で対象事業実施区域において渡り鳥の主要な移動経路は確認されていないことから追加調査は必要ないと考えていますと回答がございました。

また、3次質問では、夜間の渡りの飛跡調査を行っていないことで主要な渡りルート適切に把握できているのかを伺いました。これに対して、事業者から、夜間の渡りは知見がなく、種の判定も困難であるため、夜間の渡り鳥の主要なルートを把握することは困難であると回答がございました。ただ、当該地域には既設風力発電所が稼働しておりまして、これまで鳥類の衝突は発生していないことから、夜間の渡り鳥の主要なルートにも該当しておらず、著しい影響が生じる可能性は低いと考えているとのことです。しかしながら、本事業により、当該エリアにおける風車設置基数が増えることから、事後調査の鳥類調査においても夜間もサーマルスコープ等を用いて風力発電機周囲の飛翔状況を確認するという回答がございました。

次に、ページが飛びまして、41 ページと 42 ページの質問番号追加 13-27 をご覧ください。

こちらは、専門家の意見を踏まえて実施したオオジシギの追加調査結果に関する質問で、

42 ページの 3 次質問にて、現時点では事業地のオオジシギの生息個体数や風車影響を把握するためのデータが不足しているように思われる旨の質問をいたしました。これに対して、事業者から、生息個体数を把握することが目的ではなく、衝突リスクを予測することを目的として調査を実施したものである旨の回答がありまして、調査地点の設定など、衝突リスクの予測を行うための調査としては十分であるといった回答がございました。ただし、意見を踏まえまして、事後調査でオオジシギの調査を実施する際、補足調査として、夜間、満月や新月の前後のタイミングにサーマルスコープ等を用いてモニタリングを実施することを検討すると併せて回答をもらっております。

次に、46 ページの質問番号 14-5 をご覧ください。

植物についてですが、こちらでは文献情報で自然林とされていた箇所を 2 次林として整理した経緯について確認しておりまして、2 次質問までで過去の攪乱の履歴を確認した上で予測、評価している旨の回答がありましたが、記録や写真等の視覚的な根拠で説明する必要がある旨の指摘をしています。これに対して、事業者から、判断した根拠については評価書に反映する旨の回答を得ております。

簡単ですが、3 次質問とその事業者回答についての説明は以上といたします。

今紹介した回答に関し、意見がある場合は、以降に説明します答申文（案）たたき台にてご意見をいただけますと幸いです。

続きまして、資料 3-3 の関係町村長意見を簡単に紹介いたします。

本事業の関係町村は、島牧村、寿都町、黒松内町になります。

まず、島牧村の意見概要を説明いたします。

意見は二つございまして、地域住民及び関係団体に対し、丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域特性や地域住民の意見を踏まえて周辺環境の保全に最大限配慮すること、もう一点、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れ、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を実施するなど、適切に対応することと書かれております。

資料をめくりまして、寿都町の意見概要になります。

意見は七つございまして、一つ目は関係法令やガイドライン等に基づいた適切な評価や事業地の現状に合わせた図書の作成を、二つ目は、累積的影響についてで、動植物の繁殖地や生態系の分断といった影響について最大限配慮して、関係町村や機関等に対して速やかな情報共有を図ること、三つ目は、水道取水地点への配慮とヤード等の造成や基礎工事における濁水の流出に注意すること、四つ目は土砂流出については特に配慮すること、五つ目は、学校、病院など、配慮が特に必要な施設に影響が考えられる場合においては適切な評価を行うこと、六つ目は工事用資機材の輸送における振動や騒音に関する生活環境の保全についての意見、そして、七つ目は関係機関との十分な協議及び地域住民への積極的な情報提供を求める意見となっております。

最後に、黒松内町の意見概要を説明いたします。

こちらは四つありまして、一つ目では、自然環境、生物多様性への影響に対し、適切な

保全や対応に努めること、事業の実施に当たっては、影響の回避、低減を優先し、事業により損なわれる環境要素の喪失などで、環境の保全の観点から価値を代償するための措置の検討が行われることを求めています。二つ目は地域住民や自治体関係者の理解が得られるよう情報提供と十分な説明に努めること、三つ目は、鳥類への影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、バードストライクや鳥類の生息環境への影響を回避、低減すること、四つ目は累積的影響が考えられる他事業者との十分な協議と理解に関する意見となっております。

資料 3-3 の説明については以上となります。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**押田委員** 資料 3-1 の 36 ページの質問番号 13-4 のコウモリ類のねぐら調査についてです。

3 次質問でトンネルのことを尋ねていただいているのですが、トンネルが立入禁止で、安全性も考慮して調査は断念ということで、トンネルを出てから 5 メートルぐらいのところだったらバットディテクターとか何かを設置できたが、外のやつとデータが混ざってしまうので、やめましたということです。

これは一つの指標にはなるので、やってもよかったのかなという気もするのですが、この詳細について教えていただけますでしょうか。

○**事務局（道場主任）** 詳細というと、具体的にどういった点を確認したいなどはございますでしょうか。

○**押田委員** 例えば、5 メートル離れたところで外からのコウモリのデータが取れてしまう可能性があるということですが、洞窟の外にどの程度、どんな感じでコウモリがいるかを把握した上で言われているのか、また、5 メートルのところでは本当に外からコウモリがその場所にそんなにたくさん来るものなのかが何となく分からないということです。

いかがでしょうか。

○**事務局（道場主任）** 質問ではそこまでは確認できておりませんでした。5 メートルの根拠といいますか、これだけ離れていればといった 5 メートルの数字に関しての情報はこちらでも確認していなかったもので、詳細は分からないというのが答えになってしまいます。

○**押田委員** 洞窟の中のコウモリは確かにこれで調べられないということは分かるのです。しかし、何かの指標として、洞窟の前でもいいので、大体、洞窟のところまで来ているコウモリは恐らく中に入ったりするかなと思いますので、何でしてくれなかったのかというのが何となく引っかかるのですが、詳細について特にご存じないということであれば、もう仕方がないかなと思います。

いずれにしても、もうちょっとこういうところを丁寧にやっていただけるといいかなという気がいたしました。

○**事務局（道場主任）** 今のご意見を踏まえまして、後ほど説明しますたたき台を読んで

いただいて、また何かご意見があればいただけますと幸いです。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○澁谷会長 特になさそうですので、答申文(案)たたき台の前に、ここで非公開審議について確認をしたいと思います。

委員の皆様から非公開箇所に関してご質問やご意見がある場合は挙手をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○澁谷会長 挙手がないようですので、非公開審議は行わないことにいたします。

引き続き、事務局から答申文(案)たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局(道場主任) 最後に、資料3-4の答申文(案)たたき台についてご説明いたします。

たたき台は、これまでの審議の経過を勘案し、Q&A等を基に作成しております。

まず、前書きになりますが、1段落目には、面積や出力、発電機の諸元等を記載しております。2段落目では、後に説明します個別的事項に関することとしまして、動植物の生息等について記載しております。3段落目で、以上を踏まえ、次の事項について真摯に対応することとしております。

次に、総括的事項についてです。

まず、(1)は、準備書における環境影響評価の妥当性についてです。一部、調査から5年以上が経過して現地情報の把握や予測及び評価の科学的根拠が十分とは言えない項目があり、影響を回避または低減できるとする評価の妥当性が把握できないため、科学的根拠を示した上で改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること、その結果、重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合などは、風車の配置の変更や事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避、低減すること、代償措置を優先的に検討することがないようすることとしております。

次に、(2)は、評価書の作成に当たっての留意事項についてで、知事意見として述べる機会が今回で最後となりますので、ここで正確で平易な図書となるよう意見しております。そのほか、累積的影響の対象としております(仮称)島牧ウインドファーム事業の建設が開始されたことから、準備書の作成時から状況が変化している場合はそれを反映することを付け加えております。

次に、(3)は、地域住民との相互理解の促進についてで、従来の準備書では、地域住民等から影響等を懸念する意見が多かったり、相互理解が不十分だったりに付していた項目になるのですが、町村長意見や最近の再エネに対する住民との相互理解の状況を踏まえまして、意見を追加して丁寧な説明を求めています。

最後に、(4)は準備書の公開についてで、従来どおり、相互理解促進の観点から、図書の印刷、ダウンロード及び縦覧期間終了後の継続的な公表を求めています。

次に、2の個別的事項に移ります。

まず、(1)は騒音及び振動についてです。

本事業と先行する他社事業の工期が重複する計画となっております、車両台数のピークが重複しないよう配慮するとしておりますが、先ほど紹介したQ&Aで他社との調整が未実施であることが分かりましたので、累積的影響についても配慮するように意見しております。

(2)は動物についてです。

まず、アはコウモリ類についてです。飛翔高度が樹冠程度であることなどからブレード、タワー等への接近、接触に係る影響を低減できると図書の中で予測していますが、一部のコウモリ目に対しては、樹林環境を切り開いて設置する風力発電機においては影響が生じる可能性があるとしていることから、予測の不確実性の程度は極めて大きいと考えられ、再度、環境保全措置を検討すること、以降で示す事後調査での対応を求めています。

イは鳥類の追加調査についてで、一般鳥類調査は過年度調査実施後に生息環境が大きく変化するような工事が行われていないことや環境の変化が生じていないということを理由に追加調査を実施しておらず、また、渡り鳥調査は、希少猛禽類の追加調査で補足的に記録しているものの、複数の調査を同時に行ったことによる見落としはないとする十分な根拠が示されていないことから、影響の予測及び評価結果の妥当性は確認できず、鳥類の追加調査を行い、十分な情報を収集して改めて予測及び評価を実施することを求めています。

なお、一般鳥類調査については、先ほど紹介したとおりですが、追加調査を実施していることを確認しております。

続きまして、ウはバードストライクについての意見で、年間衝突数の推定結果の数値が高いミサゴやノスリについて従来どおり数値を明記しております。また、衝突の可能性があるオオジシギについて、種の行動パターンを十分に考慮していないので、風車の基数の削減や配置の見直しを行うとともに、措置を講じてもおおきな影響が生じるおそれがある場合は稼働制限を含む追加的な環境保全措置を講じることと意見しております。

エは事後調査に関する意見で、実態把握のための十分な頻度及び体制で実施して、発見数に補正を施すモデルを採用するといった科学的に検証可能な方法で妥当性を確保すること、その上で重大な影響が確認された場合は、環境保全措置の実施について検討することを求めています。

また、「その上で」以降の文章についてですが、道北の浜里ウインドファームにおける海ワシのバードストライクの多発を受けまして、同様の事態が発生した場合に備え、評価書における評価が適切であったかの検証と重大な影響が確認された際の経緯及び対応、同様の事態が発生した際の対応方針などを事後調査報告書に記載することということで、今回から新たに追記しております。

最後に、オについてですが、こちらも事後調査についての内容になっています。従来は、

オジロワシなどの種の生息や行動、例えば、周辺でバードストライクが複数確認されているだとか、繁殖地等がすごく近接しているような状態が確認された場合に付していた意見で、本事業でいうエの項目に入れていたのですが、今回からはバードストライクに関する事後調査とそれ以外に関する事後調査の項目に分割した意見としております。

こちらについても、浜里ウインドファームの件を受けまして、バードストライクに関する調査のみならず、種の生息や行動に関しても留意するよう求める意見をつけております。

次に、(3)の植物についてです。

アは、過去の攪乱の履歴を確認して、現地調査の結果を踏まえて植生自然度を変更した箇所について、植生自然度の数値変更の科学的根拠を明らかにし、評価書にて分かりやすい記載とすることを求めた意見となっております。

イは、重要な植物種であるカキラン、タマミクリ及びキタササガヤに関しまして、回避を最優先に環境保全措置を検討すること、移植する場合は事後調査を実施することを求めています。

ウは、外来植物の侵入防止について、区域で確認されているオオハンゴンソウやフランスギクを挙げた上で、裸地の緑化などによる拡大防止措置の実施を求めています。

次に、(4)の生態系についてです。

アは、典型性注目種のアオジについての意見です。先ほど動物の項目でも説明しましたが、過年度調査実施後に生息環境が大きく変化するような工事が行われていないことや、環境変化が生じていないことを理由に追加調査を実施しておらず、鳥類相の現状を把握できていない可能性があるということで、アオジの項目についても追加調査を求めています。アオジについてもQ&Aにて追加調査を実施していることを確認しております。

イは累積的影響についてで、既設風力発電所や建設中の風力発電事業の改変区域を含んでおらず、注目種への影響が十分に把握できていない可能性があり、当該区域周辺の生態系に関する影響の予測・評価結果の妥当性は確認できないので、評価書において累積的影響の予測及び評価を求めています。

最後に、(5)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

(1)の騒音等でも同様の意見をしておりましたが、本事業と先行する他社事業の工期が重複する計画となっております。車両台数のピークが重複しないよう配慮するとしておりますが、Q&Aにて他社との調整が未実施であることが分かったので、こちらもアクセスルートなどの累積的影響についても配慮するような意見となっております。

以上、ちょっと長くなりましたが、本事業に係る説明となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

**○澁谷会長** それでは、ただいまの答申文(案)たたき台について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

**○白木委員** 個別的事項の(2)の動物の箇所で、エの事後調査の件です。

3ページ目の5行目に、死骸調査を行って、その上で、重大な影響が確認された場合は

専門家等の意見を踏まえてとありますが、重大な影響が確認された場合、これだと事業者の方にお任せするということになります。影響が確認された場合は専門家等の意見を踏まえてその事業者の方がという流れになっていると思うのですが、例えば、コウモリのほうは、死骸が確認された場合、専門家等の意見を聞いた上で追加の環境保全措置等を講ずることとされています。

それで、現行の鳥のほうの「重大な影響が確認された場合は、専門家等の意見を踏まえて」となると、今までの経験上、よほど複数羽が立て続けに衝突しない限りはなかなか表にも出てこないのです。例えば、1羽、天然記念物のオジロワシが衝突したとしても、あまり重大な影響という認識がされません。ただ、天然記念物がぶつかれば、その後、何もしていなければ、また衝突するという予測がもうできるわけです。その場合、予測できるような死亡事故を発生させたということは文化庁の文化財保護法においては違法にも当たるということで、今後、かなり強い保護規制がかかっているような種に関しては、基本的に一羽でも死骸が確認されたような場合は適切な対応をすることを求めるべきではないかと思うのです。

この箇所についても、コウモリ類に書かれているように、死骸が確認された場合は専門家等の意見を聞いてというふうの流れを変えていただくことはできないか、ご提案します。

○事務局（道場主任） 3ページの89行目、上から5行目ですが、ここの「重大な影響が確認された場合」の具体性は確かにおっしゃるとおりかなと思いますので、内部で検討させていただきたいと思います。

基本的にはコウモリ類で死骸が確認された場合はという言葉を使っていますので、こちらをベースに、少なくとも「重大な影響が確認された場合は」をもうちょっと具体的にする必要はあるかなと思います。

○白木委員 そうですね。やはり、保護規制が強くかかっているような種に関しては、「死骸が確認された場合は」というふうに少なくともすべきかなと思います。

○事務局（道場主任） 文章の構成をどうするか、検討させていただきたいと思います。後ほどまたご意見を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○押田委員 コウモリのところは非常に細かくお書きいただいている、すごくいいなと思います。

その上で、(2)の動物のアの3行目の最後からですが、コウモリ目(10~30kHz)に対してはというところです。コウモリ類とずっと言われてきていたのですが、ここでコウモリ目になっています。コウモリの音声の数値が出てくるのですが、これはどういう意図で出てきているのでしょうか。この声のコウモリのグループということになりますでしょうか。

○事務局（道場主任） ここだけコウモリ目(10~30kHz)と書いている理由ですがけれども、図書に書いているものを引用してきたという経緯がございます。図書でいきますと、1分

冊目の 821 ページになります。

こちらで、重要な哺乳類への影響予測ということでコウモリ目（10～30kHz）ということで、多分、種を特定しているわけではなく、目というか、ある一定の範囲全体に対しての影響予測をしているということがあったので、図書でこう書いていることをたたき台にも書いたという経緯があります。そういうことでコウモリ類やコウモリ目が出てきているという状況になっております。

○押田委員 分かりました。確かにヤマコウモリなどは意外と高いところを飛んでいるのです。

コウモリ目（10～30kHz）に対してはということで、もちろん先方に伝わればいい文章になるのかなとも思うのですが、例えば、コウモリ類の一部で 10～30kHz みたいな表現にしても悪くはないかなと思いました。ただ、先方が理解できればです。

もう一つ、先ほど白木委員からもお話が出ていた死骸の件です。

動物のエでバードストライクとバットストライクを合わせて死骸調査は専門家等からの意見やと書かれていて、ここですごくいろいろと強調されているような気がするのですが、コウモリや鳥に関し、死骸に触れておいて、なおかつ、エでもまたそれを合わせて何となく表現しているような感じがします。強くいろいろとお話と言えているのはすごくいいとも思うのですが、もし重複するようだったら、シンプルに死骸調査についてはという感じで、どちらにも書かずにここですごく強調する書き方もあるかと思いました。

この点についてはいかがでしょうか。

○事務局（道場主任） アでも書いているし、エでも書いているので、ここはまとめたほうがいいということですが、動物でも「エで示すとおり」と書いておきまして、そうは言いつつ、エは鳥類に特化した話になります。

エに合わせてアの後半も書き方を考えたほうがいいのかと今のご意見を聞いて思いましたし、おっしゃるとおりかなと思います。こちらは、エの修文に合わせて、今の押田委員の意見も受けまして、内容を検討させていただきたいと思います。修正後の内容を見ていただいて、そこでまたご意見をいただいてもよろしいでしょうか。

○押田委員 先ほどの白木委員のご意見も全部含めて、うまいこと、エで格好いい雰囲気になるといいのかなという感じもしました。

分かりました。それでよろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ほかにご意見がないようです。

今審議していただいた（仮称）月越原野風力発電事業環境影響評価準備書の答申文（案）については、動物のアとエの関係性もあるのですが、その表現はもうちょっと整理できるのではないかという意見が押田委員からございました。それから、文章で言うと 89 行目の重大な影響が確認された場合のところですが、特に天然記念物などの場合は法律違反で

あるという可能性もございますのでということで、白木委員から、ここの表現に関してももうちょっと工夫があってよろしいのではないかというご意見をいただいております。

事務局で検討した上で各委員に確認し、文案の変更が必要な場合は変更するということが今日は処理したいと思います。

そのほかの最終的な文言の修正等については私にご一任をいただいて、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○澁谷会長 特にご意見がないようなので、そのように処理させていただきます。

それでは、以上で本日の議事は全て終了となります。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局(名畑課長補佐) 皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

私から、2点のご連絡です。

まず、次回以降の審議会についてご連絡させていただきます。

既に日程調整をさせていただいておりますが、今年度の第8回目を2月26日木曜日、第9回目を3月24日火曜日で予定しております。

お忙しいところ、申し訳ありませんが、ご予約の確保のほど、よろしく願いたします。

2点目ですが、明日、環境省事業を活用した意見交換会を実施いたしますので、ご出席予定の皆様についてはどうぞよろしく願いたします。

もし出欠や現地参加等の変更がございましたら、事務局までお知らせください。

私からは以上です。

### 3. 閉 会

○澁谷会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上